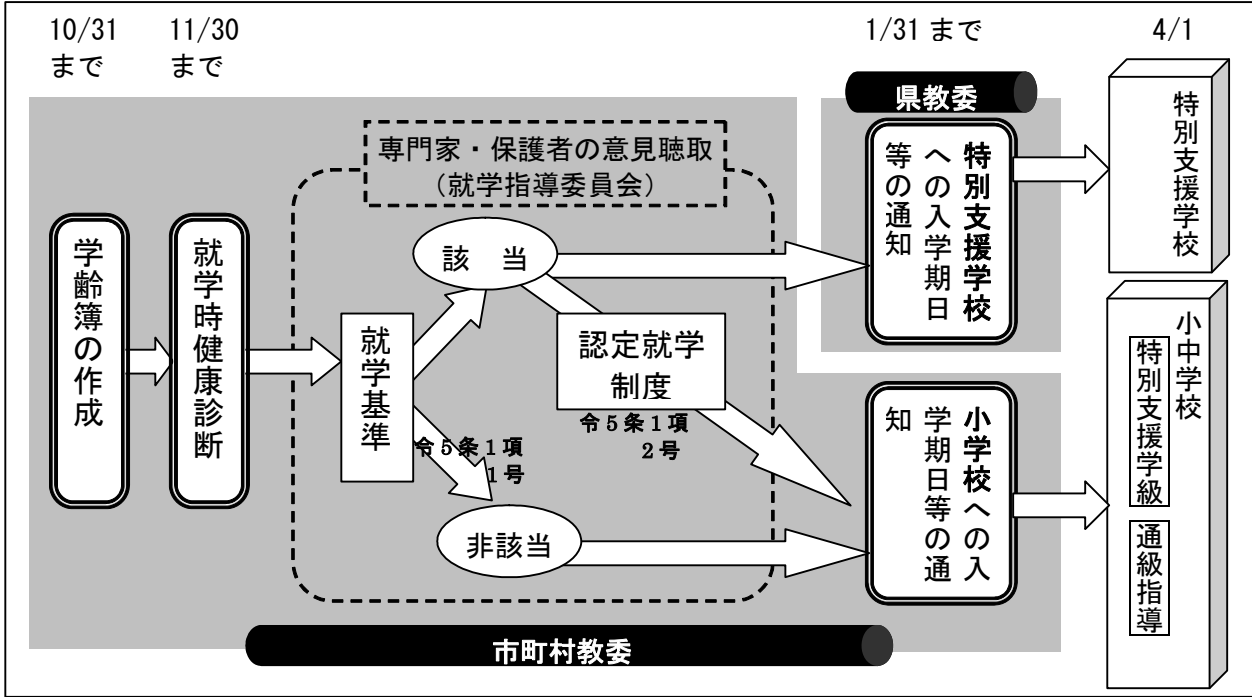


障害のある児童生徒の就学先決定について



○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者
- 二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三、第六条の四、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条第三項及び第十二条の二において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 （略）

これまでの就学先決定の手続の見直し等について

平成14年 学校教育法施行令改正 (H14.4.24 改正、H14.9.1 施行)

① 特別支援学校に就学すべき障害の程度(就学基準)の改正

各障害ごとに医学や科学技術の進歩等を踏まえた内容に見直し (別紙)

② 認定就学制度の導入

就学基準に該当する児童生徒で市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(認定就学者)については、小・中学校に就学する認定就学制度を導入

③ 専門家の意見聴取の義務付け

障害のある児童の就学先の決定に際して、市町村の教育委員会による、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見の聴取を義務付け

※ この際、①専門家の意見を聴くため、専門家からなる就学指導委員会を設置することが重要であること、②就学指導に当たっての留意事項として保護者の意見を聴いた上で就学先を総合的な見地から判断することが大切であることを通知

平成19年 学校教育法施行令改正 (H19.3.30 改正、H19.4.1 施行)

・保護者の意見聴取の義務付け

障害のある児童の就学先の決定に際して、上記の専門家からの意見聴取に加え、保護者からの意見聴取の義務付けを新たに規定

(参考)

平成21年 「特別支援教育の更なる充実に向けて」

(H21.2.12 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議の中間取りまとめ)

・個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が就学基準に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとするよう提言

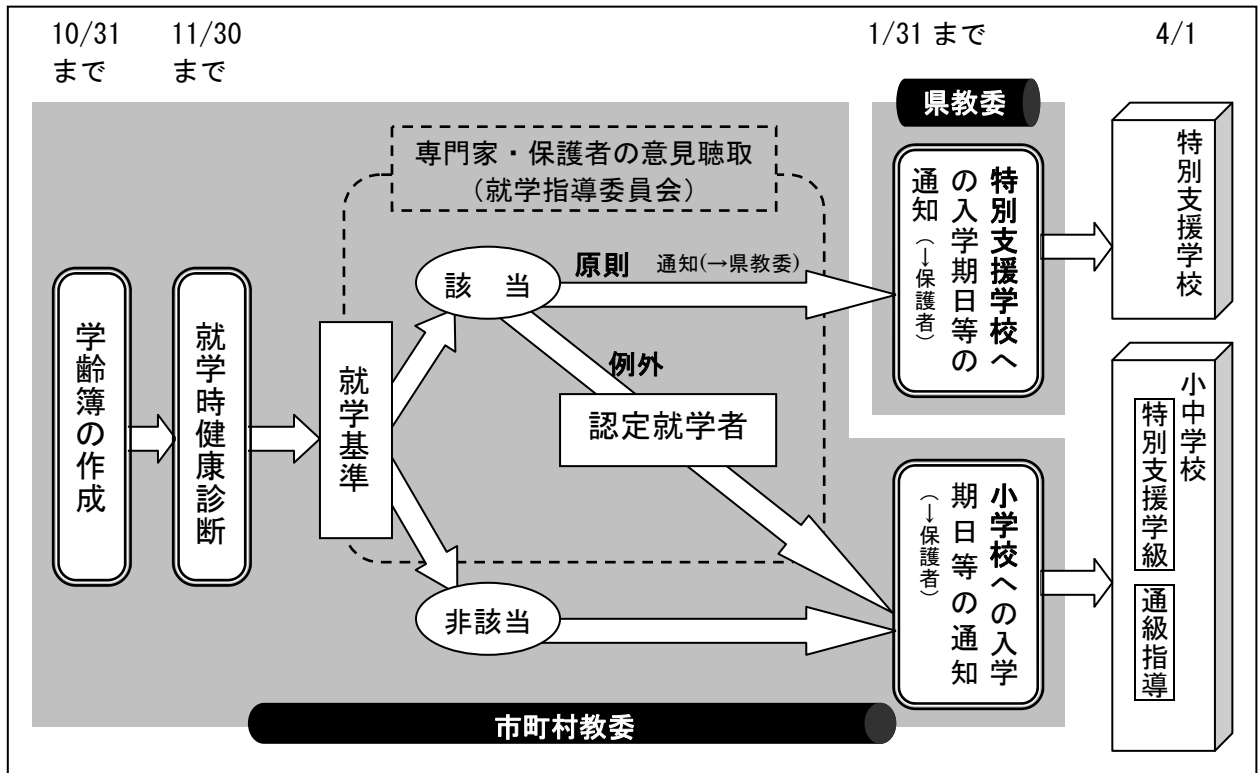
(別紙：平成14年学校教育法施行令による就学基準の改正)

	改正後	改正前
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	一 両眼の視力が0.1未満のもの 二 両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	一 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもので 二 両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもので、補聴器の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	一 知的発達に遅滞の程度が中度以上のもの 二 知的発達に遅滞の程度が軽度のものうち、社会的適応性が特に乏しいもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもので 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもので	一 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもので 二 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもので 三 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもので 四 前三号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 五 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないものうち、六月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもので
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので	一 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が六月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもので 二 身体虚弱の状態が六月以上の生活規制を必要とする程度のもので

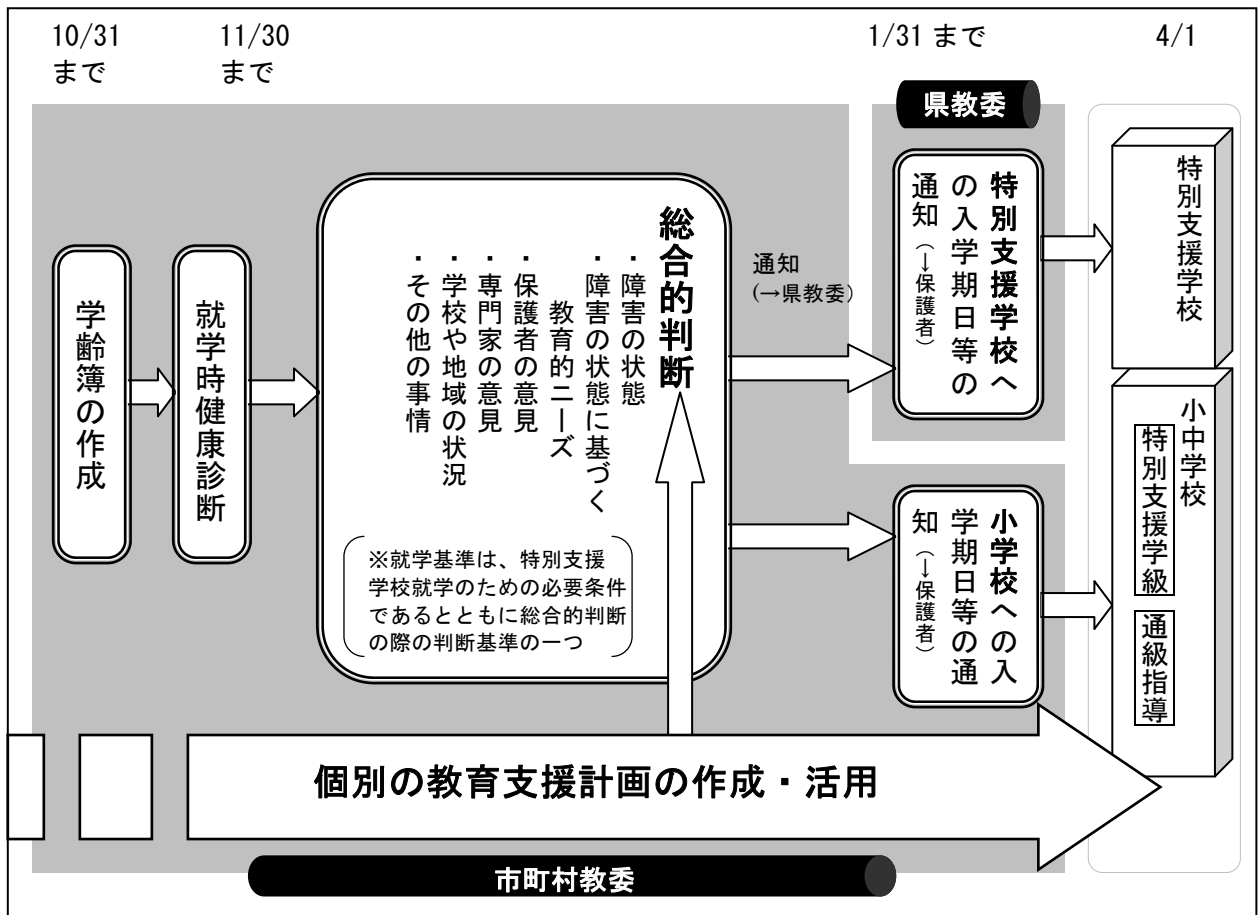
備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【現在の手続き】



【H21.2.12 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の提言】



特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）
～早期からの教育支援の在り方について～（平成21年2月12日）
特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議―抜粋―

③一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定手続き

○就学する学校の決定

- ・ 就学する学校の決定手続について、現行制度では、法令上、就学基準に示された障害の種類及び程度に該当する子どもについては、原則として特別支援学校に就学し、小・中学校において適切な教育を受けることのできる特別の事情がある場合は認定就学により小・中学校に就学することとされている。
- ・ 障害のある子どもの就学先については、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、一人一人の教育的ニーズをきめ細かく把握した上で決定すべきであり、上記の現行制度については、今後、就学基準に該当するか否かに加えて、障害の状態から必要とされる教育的ニーズ、保護者の意見や教育、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を市町村教育委員会が総合的に判断して、本人の教育的ニーズに最も適切に対応できる学校を就学先として決定するようその手続きを改めることが適当である。
- ・ そして、障害のある児童の就学に際して、当該児童の教育的ニーズを的確に把握するためには、生育歴や日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴取することが大切である。また、就学以前の早い時期から、幼稚園、保育所、認定こども園、医療、福祉、保健等の関係機関が個別の支援計画等の作成・活用を図ることにより、本人の将来の自立と社会参加という視点に立った長期的な展望の下で、当該幼児児童に対する支援方法等について、保護者や関係者間で共通認識が醸成されていくことが期待できることから、就学指導は単に就学先を決定するためのものではなく、当該幼児児童の支援計画の一環として行われることになる。
- ・ また、基本的には、保護者が子どもの成長を願い、最適な教育機会を子どもに与えたいという思いと、将来の自立と社会参加を目指し一人一人のニーズに合わせた教育支援を提供しようとする市町村教育委員会の判断とは、同じ方向を目指したものと考えるが、実際の児童生徒の就学先の決定に際し、保護者の意見と市町村教育委員会の判断が異なる場合がある。
- ・ もとより、国や自治体は、小・中学校において適切に特別支援教育が行われることを目指して着実な努力を積み重ねるべきであるが、障害の状態によっては特別支援学校における、より専門的な指導や手厚い支援が必要な子

どももいる。また、様々な理由により、地域の小・中学校に就学させることを強く希望する保護者もいれば、就学先の学校について思い悩み、判断に時間が必要な保護者もいる。

- ・ 市町村教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を十分に踏まえた上で、子どもにとって最も適切な就学先を判断することが必要である。また、就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、後述する継続的な就学相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められる。
- ・ そのような対応を十分に行うことを前提とした上で、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会において最終的に就学先を決定することが適当であると考えられる。
- ・ また、就学先の決定について、就学移行期における個別の教育支援計画の作成・活用を通じて総合的に判断する上記の仕組みへの転換を図った場合は、人的・物的環境が適切に整備されている等の特別な事情があると市町村教育委員会が認める場合に小・中学校に就学させることができる現在の認定就学制度は、その趣旨を更に進める形で、新しい仕組みに組み込んでいくことが適当である。

○就学後の継続的なフォローアップ

- ・ 市町村教育委員会及び都道府県教育委員会は、相互に連携しつつ、障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うという観点から、就学後の継続的なフォローアップを行うことが大切である。そのため、必要に応じて就学先の学校が作成する個別の教育支援計画の見直しに参画するなどにより、定期的に就学先での状況を把握しつつ、状況により就学先の学校についての再検討を行うことが必要である。また、就学後の継続的なフォローアップのためには、首長部局との連携のほか、各学校種間の連携も求められる。

特別支援学校に就学する幼児児童生徒の障害の種類・程度

○学校教育法

第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条

第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

○学校教育法施行令

第二十二條の三

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

認定就学者数等及び就学指導委員会等に関する実態調査の結果について

平成22年1月
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

